

シリーズ 社会福祉法人の力を地域に

～社会福祉法人の地域における公益的な取組を紹介～

社会福祉法が改正され、全ての社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」を行うことが責務として規定されました。社会福祉法人の公益性・非営利性など、その本旨に従い、他の事業主体では困難な福祉ニーズへの対応が求められています。

2019年3月掲載

「支えあいの家を拠点として地域の福祉力を」

社会福祉法人眉丈会

取組の概要

社会福祉法人眉丈会では、羽咋市内において4か所の「支えあいの家」の活動を展開しています。支えあいの家は、地域の古民家や集会所を活用した、地域の住民同士の「集い・語り・見守る」拠点です。開所までの建物改修や運営ボランティアの育成、地域・関係機関との調整等は、眉丈会が中心となっており、運営が軌道にのり、地域の主体性がうまれたところで、後方支援にまわります。

取組への思い

加中理事長の「地域と共に歩みながら、制度にないものを創り上げるのが社会福祉法人の役割」との思いが具現化され、今の取組みに至っています。また、お年寄りも子どもも障害のある方も誰もが集える拠点を、さらには地域福祉活動を行っている団体の中継点となるような場所を創ることも社会福祉法人の使命であるとの考えが根底にあります。

支えあいのお家の様子

支えあいの家「じんしろ」は、毎週月・水・金曜日に地域住民が集います。この日は、高齢の方が十数名、運営のお手伝いをする地域のボランティアが数名いらっしゃいました。部屋に入ったとき、皆さんの軽やかな笑い声が聞こえ、早口言葉、なぞなぞ、手芸等をされていました。“お客さん”になっている方は誰もおらず、椅子の片付けや茶碗の返却等、自分ができることを主体的にされています。

ある参加者は「いつも来る人が来ないと心配になる。帰り、家を訪ねて顔を見ていくの。」と教えてくださいました。また、地域のボランティアの方々は、「参加されている皆さんから学ぶことが多く、皆で助け合って、チームで楽しくやっています。」と微笑まれました。



「皆がいるここに来て、何でも話をしていると、あっという間に時間が過ぎる。」



H23～支えあいの家ほしぼさ
男性参加者も多く、特養利用者の逆アポイントとしても活用



H24～支えあいの家じんしろ
市の中心部に位置し、地域福祉団体に会議室の貸出しも



H28～支えあいの家いのやま
地域の集会所を活用 高齢者世帯への訪問も行う



H30～支えあいの家まとは
高齢者だけでなく子どもや障害がある方の交流の拠点

【問い合わせ】(社福)眉丈会 特別養護老人ホーム眉丈園 TEL0767(22)5616

◇◇◇地域における公益的な取組をシリーズで発信していきます。情報をお寄せください。◇◇◇